

北上市告示甲第 7 号

北上市中小企業県制度融資利子補給要綱（平成24年北上市告示甲第 7 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 この告示は、<u>岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年 4 月 1 日岩手県制定）に基づく普通小口資金（以下「普通小口資金」という。）</u>、<u>岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年 4 月 1 日岩手県制定）に基づく小規模小口資金（以下「小規模小口資金」という。）</u>、<u>いわて起業家育成資金貸付要綱（平成 9 年 4 月 1 日岩手県制定）に基づく創業資金（以下「創業資金」という。）</u>、<u>岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金（以下「商工観光資金」という。）</u>又は<u>岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱（令和 2 年 4 月 1 日岩手県制定）に基づく新型コロナウイルス感染症対策資金（以下「コロナ対策資金」という。）</u>の貸付けを受けた市内の中小企業者に対し、毎年度予算の範囲内で市が利子の補給を行い、中小企業の振興育成に資することを目的とする。 （利子補給金の打切り等）	（趣旨） 第 1 この告示は、<u>岩手県が実施する制度融資（岩手県が実施する中小企業に対する制度融資のうち、普通小口資金（以下「普通小口資金」という。）</u>、<u>小規模小口資金（以下「小規模小口資金」という。）</u>、<u>創業資金（以下「創業資金」という。）</u>、<u>商工観光振興資金（以下「商工観光資金」という。）</u>又は<u>新型コロナウイルス感染症対策資金（以下「コロナ対策資金」という。）をいう。以下同じ。）</u>の貸付けを受けた市内の中小企業者に対し、毎年度予算の範囲内で市が利子の補給を行い、中小企業の振興育成に資することを目的とする。 （利子補給金の打切り等）

第8 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、その融資を受けた資金を目的以外に使用したとき、又は市内で事業を営まなくなったときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

2 市長は、金融機関の責に帰すべき事由により、第3に規定する契約の条項に違反したときは、金融機関に対する利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第9 [略]

第8 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

(1) 資金を目的外に使用したとき。

(2) 市内で事業を営まなくなったとき。

(3) 融資の要件が、岩手県が実施する制度融資の当該年度に係る当該要綱に定める貸付期間又は据置期間に適合しなくなったとき。

(4) 代位弁済があったとき。

2 利子補給金を打ち切る日は、前項各号に掲げる事由が発生した日とする。ただし、同項第4号に該当した場合は、最終返済日とする。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当したときは、金融機関に対し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第9 [略]

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。